

# 府中市吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業助成金交付要綱

令和4年5月11日

要綱第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、吹付けアスベスト等の飛散防止対策を促進し、安全で快適なまちづくりを実現するため、建築物の所有者等が吹付けアスベスト等の飛散防止対策に要した費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 建築材料のうち、吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年10月23日厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (3) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものをいう。
- (4) 囲い込み 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成18年9月29日国土交通省告示第1173号。次号において「国土交通省告示」という。）第1号に定める吹付けアスベスト等が添加された建築材料を被覆する工事をいう。
- (5) 封じ込め 国土交通省告示第2号に定める添加された吹付けアスベスト等を建築材料に固着する工事をいう。
- (6) アスベスト除去等工事 吹付けアスベスト等の除去、囲い込み、封じ込め（アスベスト除去等工事以外の改修に合わせて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等を使用した建築物の除却であって、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制によ

り実施するものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、アスベスト含有調査及びアスベスト除去等工事とする。

2 前項のアスベスト含有調査は、次に掲げる要件に該当する建築物に対して実施するものでなければならない。

(1) 平成18年8月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認を受けた建築物であって、吹付けアスベスト等を使用したおそれがあるものであること。

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する建築物の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が1,000平方メートル以上又は建築物全体の延べ面積が300平方メートル以上の建築物であって、次に掲げる用途が含まれるものであること。

ア 集会場その他の建築基準法別表第1（い）欄（一）項に掲げる用途

イ ホテル又は旅館

ウ 飲食店、物品販売業を営む店舗その他の建築基準法別表第1（い）欄（四）項に掲げる用途

(3) 助成対象事業に要する費用について他の助成金等の交付を受けていないこと。

3 第1項のアスベスト除去等工事は、次に掲げる要件に該当する建築物に対して実施するものでなければならない。

(1) 平成18年8月31日までに建築基準法の規定による確認を受けた建築物であって、吹付けアスベスト等を使用したものであること。

(2) 前項第2号及び第3号に掲げるものであること。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象事業を実施する建築物の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかの建築物に該当する場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を助成対象者とする。

(1) 分譲マンション 当該分譲マンションにおける建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又は区分所有者の合

意によって選出された代表者

(2) 共同で所有する建築物 共有者全員の合意によって選出された代表者

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を助成対象者とする  
ことができる。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる  
ものとする。

(1) アスベスト含有調査に要する費用

(2) 吹付けアスベスト除去等工事に要する費用

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表の助成金額の欄に定める額とする。

2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その  
端数を切り捨てるものとする。

3 助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における助成金の額の総額  
は、当該助成対象事業が同一年度内に完了する場合における助成金の額を超え  
ないものとする。

4 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(全体設計の承認)

第7条 助成対象事業の助成を受けようとする者は、当該助成対象事業が複数年  
度にわたる場合において、初年度の助成金の交付申請の前（初年度に助成金の  
交付申請を行わないときは、助成対象事業に係る契約の締結の前）に、申請書  
に必要な書類を添えて市長に申請し、当該助成対象事業の内容、年度ごとの事  
業費及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。  
い。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認す  
ることを決定したときは、通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、  
その旨を通知書により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとし  
る。

4 全体設計の承認を受けた事業に係る各年度の助成金の額の算定にあつては、  
全体設計の承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全

体設計の事業費に基づき算出した額に各年度事業の事業割合を乗じた額以内とする。

(全体設計の変更)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた後、第10条第1項の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受ける前に、全体設計の事業の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、申請書に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を通知書により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 助成対象事業の助成を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における前項の規定による申請は、助成を受けようとする各年度において行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、助成対象事業に係る契約の締結の前に行わなければならない。ただし、当該助成対象事業が複数年度にわたるものである場合には、当該複数年度のうち初年度を除き、この限りでない。

4 第1項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

5 第1項の助成を受けようとする者は、当該助成対象事業を実施する事業者に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、交付の可否を決定し、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成対象事業の実施)

第12条 交付決定対象者(第7条第1項の規定による承認を受けた者を含む。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる通知を受けた後速やかに、助成対象事業に係る契約を締結し、当該助成対象事業に着手するとともに、届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業が単年度中に完了する場合 第10条第1項の規定による通知

(2) 助成対象事業が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受ける場合 第10条第1項の規定による通知

(3) 助成対象事業が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受けない場合 第7条第2項又は第8条第2項の規定による通知

(助成対象事業の内容の変更)

第13条 交付決定対象者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容の変更を行おうとするときは、届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業工程の大幅な変更

(2) 申請内容の大幅な変更

2 交付決定対象者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容の変更を行おうとするときは、申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは助成金の交付の変更を決定し、通知書により交付決定対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を通知書により、交付決定対象者に通知するものとする。

(取りやめ)

第14条 交付決定対象者は、事情により当該助成対象事業を取りやめるときは、

届出書を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第15条 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、助成対象事業の適正な遂行を確保するため、当該助成対象事業を行う者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 市長は、前項の報告又は調査を行った結果、助成対象事業が適切に行われていないと認める場合は、当該助成対象事業が適切に行われるよう交付決定対象者に指導するものとする。

(事業遅延等の報告)

第16条 交付決定対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、以後の遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第17条 交付決定対象者は、助成対象事業の全部が完了したとき、又は複数年度にわたる助成対象事業について第10条第1項の規定により交付決定を受けた事業内容が終了したときは、報告書を市長に提出しなければならない。

2 交付決定対象者は、助成対象事業の全部が完了した後又は前項に規定する交付決定があった年度が終了した後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する報告書の提出があった場合において、当該消費税仕入控除税額に係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の額の確定)

第18条 市長は、前条第1項の報告書の審査により当該報告に係る事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知書により交付決定対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第19条 前条の規定による通知を受けた交付決定対象者は、速やかに助成金の交付を市長に請求するものとする。

2 第9条第5項の規定による委任があったときは、前項の規定による請求は、

当該委任を受けた事業者が行うものとする。

(助成金の交付)

第20条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第21条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第15条第2項の指導を行った場合において、交付決定対象者が指導に従わず、助成対象事業の目的が達成されないと判断したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、通知書により交付決定対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第22条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(延滞利子)

第23条 市長は、第17条第3項及び前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(財産処分の制限)

第24条 交付決定対象者は、助成金の交付により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係帳簿等の備付け)

第25条 交付決定対象者は、助成対象事業に係る収入、支出等を記載した帳簿その他の関係書類を助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第26条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

別表（第6条）

費用区分	助成金額
アスベスト含有調査に要する費用	助成対象経費の額。ただし、当該額が 100,000 円を超える場合は、100,000 円とする。
アスベスト除去等工事に要する費用	<p>次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物</p> <p>助成対象経費の額に <math>\frac{1}{4}</math> を乗じて得た額。ただし、当該額が 1,000,000 円を超える場合は、1,000,000 円とする。</p> <p>(2) その他の建築物</p> <p>助成対象経費の額に <math>\frac{1}{2}</math> を乗じて得た額。ただし、当該額が 1,000,000 円を超える場合は、1,000,000 円とする。</p>